

各市町スポーツ少年団本部長 様

福井県スポーツ少年団
本部長 横井 一博
(公印省略)

スポーツ少年団活動について（通知）

平素よりスポーツ少年団諸事業へ格別なるご配慮を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで 5 類感染症に移行し、「学校に置ける新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われました。これに伴い、今後のスポーツ少年団の活動について下記の通り通知いたします。

今後、対応を見直す場合には改めて通知いたします。

記

1 感染が落ち着いている平時における活動

- (1) 家庭との連携による団員の健康状態の把握を行い、発熱や咽頭痛、咳など普段と違う症状がある場合などは活動に参加しないことの周知と呼びかけを行う。

※ 健康観察表の作成や提出などの必要はありませんが、普段と違う症状がある場合には、団員、指導者とも無理をしないで、休養することが重要です。このことを団員の保護者に対して周知・呼びかけを行い、理解と協力を得ておき、指導者も同様の症状がある場合は、活動に参加しない体制づくりをお願いします。

- (2) 適切な換気の確保を行う。

※ 換気は感染拡大の防止の観点から重要であり、広く天井の高い体育館などであっても換気に努めて下さい。

- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行う。

※ 接触感染の仕組みについて、団員等に理解してもらい、接触感染を避ける方法として手洗い等の手指衛生や咳エチケットを指導して下さい。また、タオルやハンカチ等は共用しないようにしてください。

2 地域や学校において感染が流行している場合における活動

- (1) 団員間に触れ合わない程度の身体距離を可能な限り確保する。

※ スポーツ活動においては、接触することが多いと思いますが、活動の方法や使用する施設の状況等を考慮しながら、可能な範囲で団員間の間隔を確保して下さい。その

際、間隔に一律にこだわるのではなく、現場の状況に応じて換気なども組み合わせるなど柔軟な対応をお願いします。

(2) 近距離・対面・大声での発声や会話を控える。

※ 普段の練習時における注意のほか、試合等での掛け声や応援などで団員とともに保護者に対しても周知・呼びかけを行い理解と協力を得て下さい。

3 指導者や団員が感染した場合等における活動

(1) 活動への参加を停止する。

※ 学校保健安全法施行規則では、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止期間となっています。学級閉鎖等の期間も含め、出席停止期間は、単位団や学校での流行を防ぐため、活動への参加を停止して下さい。

(2) 周りの人に対して配慮する。

※ 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用などにより、周りの人への感染を防ぐよう配慮するよう理解と協力を得て下さい。

4 その他

(1) 手洗い等で過大な反応や手荒れの心配などがあるような場合は、流水でしっかり洗うことを指導するなどの配慮をお願いします。

(2) 様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できなかったりする団員もいることから、マスクの着脱を強いることがないようにして下さい。団員の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。